



事業承継税制の活用をご検討ください

贈与・相続（承継）時に贈与税・相続税の負担をすることなく、
自社株等を承継することが可能です！

法人版事業承継税制の特例措置

POINT！

1

承継時の贈与税・相続税を負担することなく 自社株を承継することが可能になります

- ・ 特例承継計画を提出することで、
自社株の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**できます
- ・ 一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**されます

2

特例承継計画の提出が必要です

令和8年度税制改正にて
計画提出期限が延長されました

- ・ 後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載します
（国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、助言が必要）

※特例承継計画の提出期限：**2027年9月30日**まで

※対象となる贈与・相続：**2018年1月1日から2027年12月31日**までに
実施されるもの

3

親族外も含む複数の株主から 後継者(最大3人)への承継が対象です

- ・ 親族外を含むすべての株主から、
代表者である**後継者(最大3人)**への贈与・相続が対象

事業者からの声

(先代経営者)

税負担のことを考えると事業承継に踏み切れませんでした。そうした中、この税制の存在を知り、事業承継の話題を家族と話すようになりました。息子も当初、税負担を懸念して承継することに悩んでいましたが、この税制を活用し、円滑に承継することができました。

個人版事業承継税制

POINT!

1

承継時の贈与税・相続税を負担することなく 特定事業用資産を承継することが可能になります

- ・ 個人事業承継計画を提出することで、
特定事業用資産の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**できます
- ・ 一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**されます

2

個人事業承継計画の提出が必要です

令和8年度税制改正にて
計画提出期限が延長されました

- ・ 後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載します
(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、助言が必要)

※個人事業承継計画の提出期限：**2028年9月30日**まで

※対象となる贈与・相続：**2019年1月1日から2028年12月31日**までに実施されるもの

3

多様な事業用資産が対象です

- ・ 多様な事業用資産に係る贈与税、相続税が対象です
- ① 宅地等(400㎡まで) ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)等

4

小規模宅地等の特例との選択適用となります

- ・ 小規模宅地等の特例については、下記リンクをご参照ください。

【国税庁webサイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4124.htm>



【QRコード】



法人版の
特例措置
の詳細は
こちら☞



個人版
事業承継
税制の詳細
はこちら☞



経済産業
関連税制
の詳細は
こちら☞

